第14次労働災害防止推進計画の概要

令和５年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの５か年計画

計画の全体

○ 2027年までに厚木労働基準監督署管内の労働災害による**死亡者数を４人以下**とする。

○ 2027年までに厚木労働基準監督署管内の労働災害による休業４日以上の死傷災害を2022年と比較して５%以上減少する。 **（死傷者数1,000人未満）**

2022年（基準年）：死亡者数７人、死傷者数1,070人（新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く）

８つの重点対策

① **自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、ＤＸの推進

② **労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

③ **高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**

④ **多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

⑤ **個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

⑥ **業種別の労働災害防止対策の推進**
陸上貨物運送事業、建設業、製造業

⑦ **労働者の健康確保対策の推進**
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ **化学物質等による健康障害防止対策の推進**
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、次頁以降に示す重点項目ごとに取組状況に関する「アウトプット指標」と取組により期待される「アウトカム指標」を定め、計画進捗の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

厚木労働基準監督署

①　自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

事業者が実施する事項

- 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- 「Safe Work KANAGAWA」ロゴマークの表示など、安全衛生意識高揚等の見える化を推進する。

厚木労働基準監督署の重点実施事項

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「+Safe協議会」「健康経営優良法人認定制度」等の制度や当該制度を導入する事業場を周知する。
- 事業者の具体的な取組に繋がるよう、他の事業場の好事例について、業種や規模等に即した個別具体的な取組の周知をする。
- 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対し、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。

安全衛生対策におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

事業者が実施する事項

- デジタル技術や、ＡＩやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進。
- 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携し、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

厚木労働基準監督署の重点実施事項

- 労働安全衛生法に基づき実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含め、コラボヘルス推進の周知を図る。

②　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業･小売業/医療･福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護･看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

事業者が実施する事項

- 転倒災害は、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

厚木労働基準監督署の重点実施事項

- 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。
- ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛の予防対策の普及を推進する。
- 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」や「ころばNICEかながわ体操」を推進する。

【アウトカム指標】

- 転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までにその増加傾向に歯止めをかける。
  （247件以下かつ災害全体に占める割合23%以下）
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- 社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
  （25件以下かつ社会福祉施設で発生した災害に占める割合を25%以下）

③　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

事業者が実施する事項

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

厚木労働基準監督署の重点実施事項

- 「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知啓発を行う。

【アウトカム指標】

- 60歳代以上の労働者による労働災害を、2022年と比較して2027年までにその増加傾向に歯止めをかける。
  （273件以下かつ災害全体に占める割合を26%以下）

④　多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・ 多様な働き方に応じて「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。 ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む	・ テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを周知。 ・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。

【アウトカム指標】

・ 増加傾向にある外国人労働者の労働災害を、2022年と比較して2027年までにその増加傾向に歯止めをかける。
（54件以下かつ災害全体に占める割合を５%以下）

⑥　業種別の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

陸上貨物運送事業対策

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。 ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。	・ トラックからの荷の積卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を推進する。 ・ 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法の検討結果を周知する。 ・ 「厚木地域陸運事業者及び荷主等における連絡協議会」を継続して開催、大型物流施設における安全衛生管理の状況を把握し、結果に基づく必要な指導を行う取組を推進する。

建設業対策

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・ 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。 ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。	・ 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則により、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を周知する。 ・ デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う国が定める安全対策についての検討結果を周知する。 ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策を推進する。

製造業対策

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。さらに、使用者に対し、製造者は残留リスク情報の確実な提供に取り組む。 ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。	・ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。 ・ 作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのＶＲ（バーチャル・リアリティ）の活用の推進をする。

【アウトカム指標】

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。（159件以下）
- 建設業における死亡者数を2027年までに０件にする。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。（54件以下）

⑦　労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。 ・過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の確実な取得の促進、労働時間等の設定の改善(勤務間インターバル制度の導入等）を行う。 ・産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に必要な産業保健サービスを提供するとともに、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。	・メンタルヘルス対策の取組や産業保健活動に関する事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援を引き続き推進する。 ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を推進する。 ・長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等の推進する。 ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活用促進を図る。

【アウトカム指標】

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに５％以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

⑧　化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

事業者が実施する事項	厚木労働基準監督署の重点実施事項
・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供時のラベル表示・ＳＤＳ交付を適切に行う。 ・石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施。 ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。 ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。 ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。	・化学物質等のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル、業種別の中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・講習会の機会の情報を提供する。 ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。 ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等の取組を推進する。 ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知を行う。 ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく指導を推進する。

【アウトカム指標】

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、2023年から2027年までの５年間で、５％以上減少させる。
- 熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止推進計画と比較して減少させる。